

鶴甲防災福祉コミュニティ

地域おたすけガイド

(地区防災計画)

- 1、活動方針
- 2、役員参集場所等一覧
- 3、鶴甲公園資機材庫リスト
- 4、地震編
- 5、風水害編
- 6、共通事項
- 7、地域マップ
- 8、各種行動の事前指示書

令和2年12月作成

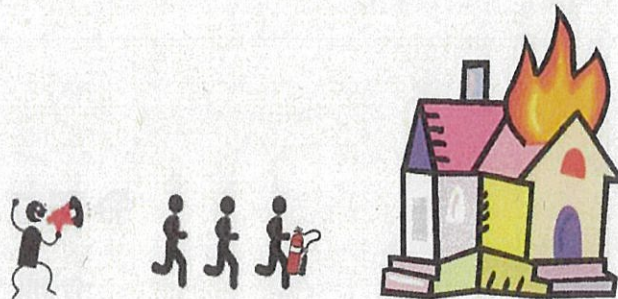
令和3年6月一部改正

鶴甲防災福祉コミュニティ地域おたすけガイド

1 活動方針

阪神・淡路大震災の教訓で、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう!!

- (1) この地域おたすけガイドは、鶴甲防災福祉コミュニティが災害時に活動する際に活用するもので、「鶴甲つながりの手」設置要項に基づいた内容で作成しています。
- (2) 皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考に、この地域おたすけガイドを作成しています。
- (3) この地域おたすけガイドに記載している内容は完全ではありません。
- (4) ぜひ、鶴甲防コミで訓練を通して繰り返し検証して、地域に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。



2 役員参集場所等一覧

防コミ災害対策本部	鶴甲地域福祉センター			
防災資機材庫	鶴甲会館			
緊急避難場所 (避難所としての 利用可)	名称	※災害ごとの 注意事項		備考
		土砂	洪水	
	鶴甲小学校 (3階講堂)	△	○	土砂災害時:正門が土砂災害警戒区域内にあるので注意、西門を利用する事
	神戸大学農学部 (農学研究科B棟1階 B-101教室)	○	○	
	神戸大学工学部 (本館C棟1階C3-101号室 創造工学スタジオ2)	△	○	土砂災害時:施設の一部・施設までの道のりの一部が土砂災害警戒区域内にあるので注意、早めに避難する事
神戸大学大学院 人間発達環境学 研究科 (体育館)	○	○		
緊急避難場所 (避難所として 利用不可)	神戸松蔭女子学院 大学 (4号館1F学生ホール)	○	○	
災害時要援護者 台帳保管場所	鶴甲地域福祉センター			
その他必要な事項	鶴甲公園:マンホールトイレ、かまどベンチあり			
神戸市災害 ナビダイヤル	0570-078-500 (防災行政無線の放送内容や避難場所の情報を発表状況が確認できます)			

※「災害ごとの注意事項の見方」

・△:敷地の一部などが、警戒区域などの中に入るため、「備考」欄の注意事項を確認の上、緊急時のみ利用できる施設。

3 鶴甲公園資機材庫リスト

		資機材	
用途	No	品名	数量
消火用	1	動力消防ポンプ	1
	2	消火用ホース	10
	3	布バケツ	50
救助用	4	スコップ	12
	5	バール	6
	6	のこぎり	6
	7	折りたたみのこぎり	7
	8	オノ	3
	9	ハンマー	9
	10	簡易ジャッキ	4
	11	ツルハシ	9
	14	ボルトクリッパー	5
	17	折りたたみ担架	2
18	とび口	4	
その他	19	ヘルメット	24
	20	手袋(軍手)	
	23	腕章	41
	24	携帯用電灯	5
	26	トランジスタメガホン	2
	27	広報・訓練用拡声器	2
	28	ブルーシート	22
	29	携帯用発電機	1
	30	台車	3
	28	ハロゲン投光機(三脚付)	1
	29	コードリール	2
	30	ポリタンク(飲料用水用)	4

4 地震編

地震発生時における行動基準

震度 5 弱以上の地震が発生した場合、又は地震による被害が拡大する恐れがある場合。

【災害発生直後】

その行動が完了したら確認欄に✓をつける

鶴甲つながりの手、防コミとしての活動

1 災害対策本部の立ち上げ

	内 容	確認
1	会長より全支援者にメールで要援護者の「安否確認」指示	
2	本部支援者は「災害対策本部」へ	
3	出動できる支援者は要援護者確認後、結果をメールで送信	
4	対応できない支援者は「対応不可」のメールを送信	
5	会長に事故ある場合は会長代行を立て、集まったメンバーで役割分担を行う	
6	地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す	

2 安否確認

活動指示書①

	内 容	確認
1	会長より全支援者にメールで要援護者の「安否確認」指示	
2	支援者は要援護者宅へ確認、黄色いタオルが出ている又は声掛けにより安否確認後、本部へ送信	
3	負傷している場合は応急手当を実施し、負傷程度に応じて本部へ応援要請を送信する	
4	安否確認できない場合は、本部に情報を送信する	
5	安否確認が終了すれば、本部にて支援待機	

*ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

3 情報収集・伝達

活動指示書②

	内 容	確認
1	ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う	
2	防災行政無線等により収集した地震情報等をメンバーに伝達する	
3	伝令等により、各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う	

*地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよいです。

4 消火活動

活動指示書③

	内 容	確認
1	耐震性貯水槽の小型動力ポンプやあらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う	
2	出火場所を確認する	
3	消火活動人員の割り振りをする	

*火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

5 救出・救護活動（要援護者以外含む）

活動指示書④

	内 容	確認
1	二次災害に注意しながら、防災資機材を使用し、負傷者を救出する	
2	救出活動人員の割り振りをする	
3	被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送の手配をする	

*救出にはジャッキやパール、のこぎりなどが有効です。

6 災害時要援護者の避難支援

活動指示書⑤

	内 容	確認
1	支援者は、要援護者の負傷や自宅の損傷の状況等により、避難する必要のある場合は応援を要請する	
2	支援待機者を要援護者宅へ派遣する(防コミ隊員1名含む)	
3	負傷の状況により、搬送可能なら昭生病院へ搬送する 頭部の負傷など動かせない場合は、本部へ報告し、救急車など行政の支援を受ける	

7 緊急避難場所・避難所の開設

	内 容	確認
1	被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する	
2	避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える	
3	学校関係者や区役所職員が開設する緊急避難場所・避難所に可能な限り協力する	
4	避難者名簿の作成に協力する	

5 風水害編

風水害等における行動基準

- ・地域内にレベル3、高齢者等避難の情報が発令された場合。
- ・その他、特別警報が出された場合、会長の判断。

【災害発生前】

その行動が完了したら確認欄に✓をつける

鶴甲つながりの手、防コミとしての活動

1 高齢者等避難の情報が発令された場合 (レベル3)

	内 容	確認
1	ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等の情報収集を行い、対策本部を会長宅に置く	
2	洪水や土砂災害の危険性が予測される場合は、警戒区域内の災害時要援護者に早期の自主避難を呼びかける。	

2 警戒区域内に避難指示が発令された場合 (レベル4)

	内 容	確認
1	会長より担当支援者にメールで要援護者に「安否確認」と「状況確認」を指示する	
2	鉄筋コンクリートの集合住宅は「垂直避難」を推奨する (2階以上へ)	
3	戸建て住宅は2階以上の崖から離れた部屋に避難することを推奨する	
4	避難施設へ避難を希望する人に対しては、状況を判断し、必要に応じて本部(会長宅)に支援要請を行う。	

3 資機材等の確保

	内 容	確認
1	災害発生時に備えて、防災資機材や非常食等の確保をする	

4 緊急避難場所の開設

	内 容	確認
1	学校関係者や区役所職員が開設する緊急避難場所・避難所に可能な限り協力する	
2	避難者名簿の作成に協力をする	

※災害が発生した場合、会長の判断で状況に応じて鶴甲地域福祉センターに災害対策本部を開設する

6 共通事項

【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

1 役割分担の見直し

	内 容	確認
1	支援者の集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す	

2 避難所運営への協力

	内 容	確認
1	学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる	
2	女性や子育て家庭への配慮	
3	災害時要援護者への配慮（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応：保健室の利用など）	
4	福祉避難所を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ	
5	同行避難してきたペットへの配慮	

※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切

3 生活情報の収集

	内 容	確認
1	生活情報の収集及び住民への周知	

4 地域安全パトロール

	内 容	確認
1	パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う	

参考



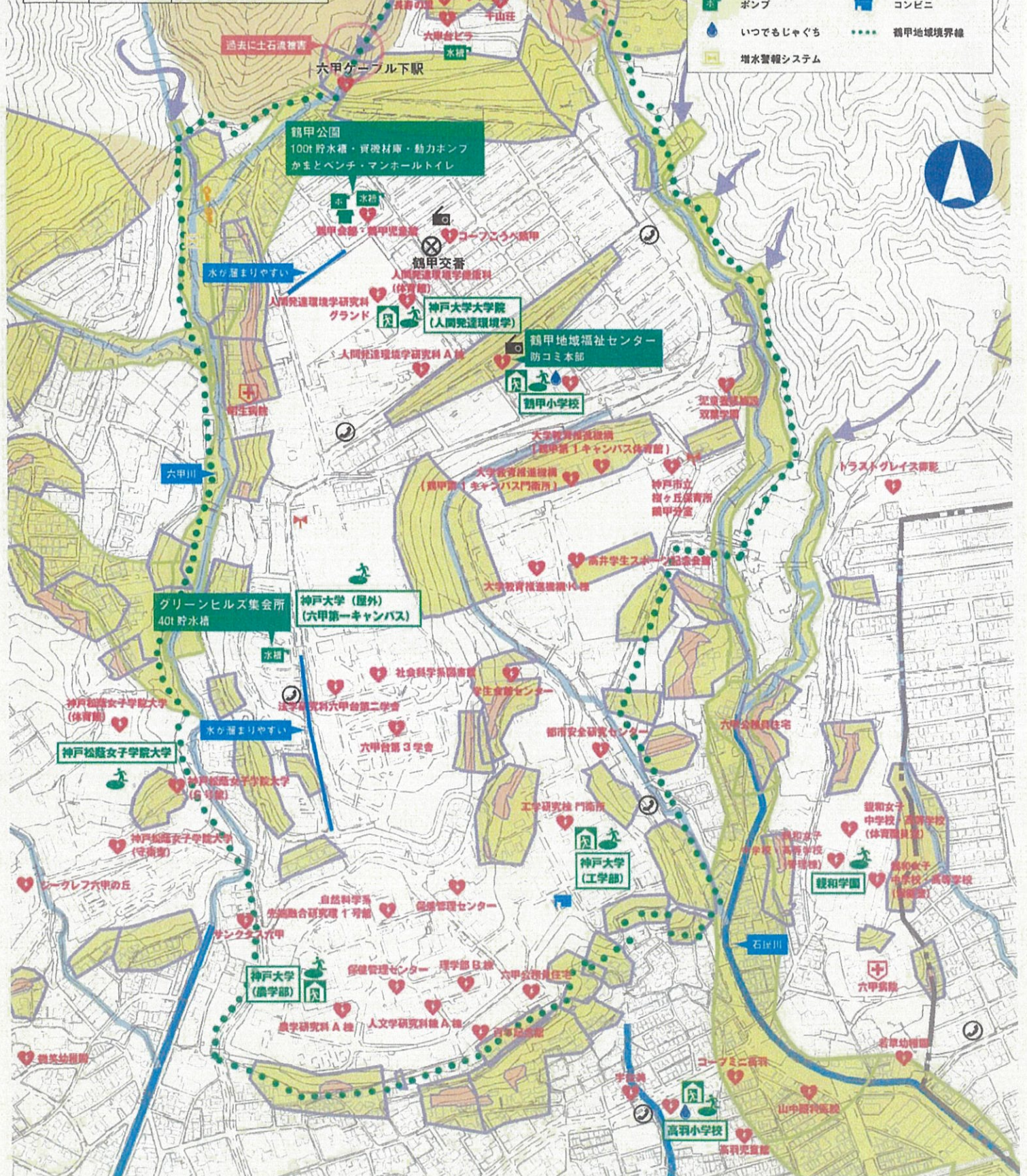
災害時要援護者とは

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方・障がいのある方・介護が必要な方・高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）・難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方

鶴甲防コミ防災マップ

図中に示す記号の説明			
記号	名称	説明	
急傾斜地の崩壊(けがくずれ)の警戒区域	急傾斜地の崩壊(けがくずれ)の警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生ずる恐れのある区域	
土石流の特別警戒区域	土石流の特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生ずる恐れのある区域	
急傾斜地の崩壊(けがくずれ)の警戒区域(予定地)	急傾斜地の崩壊(けがくずれ)の警戒区域	傾斜30度以上かつ高さ5m以上のけがくずれ、崩壊した場合に所管に危害が生ずる恐れのある区域	
土石流の警戒区域	土石流の警戒区域	土石流が発生した場合に、市民に危害が生ずる恐れのある区域	
土石流警戒区域(予定地)	土石流警戒区域	土石流警戒区域(土砂と水が一気に流れ出す恐れのある区域)	
地すべりの警戒区域	地すべりの警戒区域	地下水位に起因して、土地の一部が滑り移動したりするおそれがあると考えられる箇所	
地すべり危険箇所	地すべり危険箇所	地質・地質・用途における人命の被害等から地すべりのおそれがあると考えられる箇所	
山地災害	山地災害危険地区	山崖崩壊などが起こる恐れのある箇所	

- 凡例
- 緊急避難場所
 - 指定避難所
 - 防災資機材庫
 - 防災資機材庫の鍵
 - 水栓
 - ポンプ
 - いつでもじゃくち
 - 増水警報システム
 - 防災行政無線
 - 防災行政無線スピーカー
 - 公衆電話
 - AED
 - 大きな病院
 - コンビニ
 - 鶴甲地域境界線



鶴甲公園
100t貯水槽・資機材庫・動力ポンプ
かまどベンチ・マンホールトイレ

鶴甲交番
人間発達環境学専修科
(体育館)

鶴甲地域福祉センター
防コミ本部

神戸大学(屋外)
(六甲第一キャンパス)

神戸松蔭女子学院大学
(6号館)

神戸大学(農学部)

親和学園

高羽小学校

安否確認

①

- 安否確認情報の収集
- 会長より全支援者にメールで指示
- 安否不明者の確認
事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき
安否確認を行う

訪問先での確認手順

- 1 外観の確認**
建物に甚大な被害がないかを確認してください。
- 2 黄色いタオルの確認や声かけ・呼びかけ確認**
- 3 ドアをノックする**
応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみてください。
- 4 ドアの施錠など、安否確認できない場合は本部に連絡**
本部より、緊急連絡先または行政に連絡支援要請
- 5 要援護者が負傷している場合、本部へ連絡、応急手当実施**
重症の場合は本部に支援要請する

氏名等	状況	氏名等	状況
備考			

情報収集・伝達 ②

- ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う
- 地域内の災害情報を把握する

情報収集・伝達手順

1 情報収集

- (1) 収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。
- (2) ラジオ等での情報収集
通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、電話等も活用する。
- (3) 行政からの情報収集
各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所等に出向くなどして、公開されている情報を収集する。
- (4) 各支援者からの情報収集

2 情報伝達

情報を伝える手段として、トランジスタメガホン、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する。

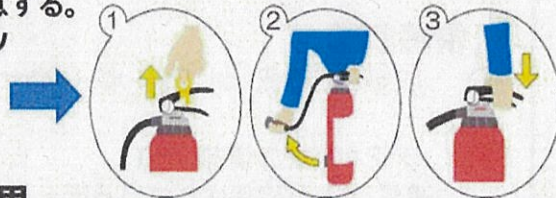
消火活動 ③

- 耐震性防火水槽の小型動力ポンプ等を活用し初期消火を行う。
- 出火場所を確認し、消火活動人員を割り振る。

消火活動手順

1 初期消火

- (1) 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する。
- (2) 住民と協力してバケツリレー、消火器等の有効活用をする。



2 小型動力ポンプの使用 (消火用水の選定)

- (1) 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする。
- (2) ポンプから水面までの高低差はC級で7m以内、D級で4m以内を目安とする。

(ホースの延長要領)

- (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- (2) ホースの結合は漏水しないように確実に進行。

(送水の時期)

- (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があってから送水する。
- (2) 放口コックを開けるときは筒先の反動力を考え徐々に行う。

3 大火災からの避難

火災が延焼拡大した場合は、風上の広い公園等の安全な場所に住民を避難誘導する。

救出・救護活動 ④

- 防災資機材(ジャッキ、のこぎり、バール等)を活用し、協力して救出活動を行う。
- 救護(応急手当)を実施する。

救出・救護手順

1 被害の実態把握

- (1) 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か(けがの程度も含めて)確認する。
- (2) 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
- (3) 二次災害が発生する危険要因がないか確認する。

2 二次災害の防止

- (1) 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
- (2) 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きなものがずれたり倒壊しないようにロープ等で支持、固定する。
- (3) 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気ブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。

3 要救助者の救出

- (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
- (2) 要救助者を無理に引き出そうとしない。

4 応急手当

出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。

災害時要援護者の避難支援⑤

- 要援護者の状況等により、避難所等に避難する
- 支援待機者を要援護者宅へ派遣する(防コミ1名含む)
- 負傷の状況により、搬送可能なら昭生病院へ搬送
- 動かせない場合は、本部へ報告し、救急車など行政の支援を受ける

避難支援のポイント

1 一人暮らし高齢者

迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。

2 寝たきりの要介護高齢者

避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。

3 認知症の人

安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。

4 視覚障がい者

音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が必要。

5 聴覚障がい者

補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。

6 言語障がい者

手話、筆談等によって状況を把握することが必要。

7 在宅人工呼吸器使用者

避難所での電源確保が必要。